

# 鳥取県企業局インターネット接続ネットワーク管理業務委託(令和6～11年度)仕様書

## 1 業務の名称

鳥取県企業局インターネット接続ネットワーク管理業務委託(令和6～11年度)

## 2 概要

企業局が運営している発電所のうち、インターネット回線を用いて遠隔監視制御を行っているネットワーク通信機器のセキュリティ管理を行うものとし、通信機器、コンピューターの利用状況やデータ通信などのログ収集及び確認・定期点検を行うものである。

なおログ収集装置は借入物とし、ログ収集装置の設置・通信装置の設定情報収集等の作業並びにログ収集及び確認・定期点検にかかる支払いは半年毎とする。

## 3 業務期間

契約締結日から令和11年9月30日まで

ただし、既設ログ収集装置の借入期間が令和6年9月30日のため、それまでに本業務のログ収集装置の設置及び設定を行い、令和6年10月1日からの業務に支障をきたさないようにすること。

また本業務のログ収集装置借入期間は、令和6年10月1日から令和11年9月30日まで(60か月間)とする。

## 4 納入物及び納入場所

### (1) 納入物

- ア ログ収集装置 1台(借入物品)
- イ 通信装置の設定情報報告書
- ウ ネットワーク図
- エ ログ確認報告書

アのログ収集装置1台及びイからエに係る報告書等を3部並びに電子データ(ワード、エクセル又はパワーポイント等)を電子媒体(DVD-R等)に格納したもの1部を(2)の場所に適時納入すること。

### (2) 納入場所

上記(1)納入物のア

〒680-0921 鳥取県鳥取市古海250  
企業局東部事務所

上記(1)納入物のイからエ

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目271  
鳥取県企業局工務課

## 5 業務内容

### (1) ログ収集装置の設置及び各通信機器の設定情報の収集(R6年度)

#### ア ログ収集装置の設置

企業局東部事務所に引き込んでいるインターネット回線に接続しているUTM直下にログ収集装置1台を設置し、3の業務期間中に稼働させること。

#### イ 通信装置の設定情報収集

7の定期点検対象施設に設置された通信装置の設置状況並びに設定情報を収集し報告するこ

と。

#### ウ ネットワーク図の作成

イにて収集した情報を元に、ネットワーク構成図を作成すること。

なお、ネットワーク構成図は、物理構成図と論理構成図を作成すること。

#### (2) ログ収集及び確認 (R 6 年度～R 1 1 年度)

半年毎にログの収集と確認を行い、異常な通信の有無等を報告するとともに、収集したログは報告書と共にDVD-R等で提出すること。

ログ収集期間については令和6年10月から令和11年9月までとする。

#### (3) 定期点検 (R 6 年度～R 1 1 年度)

半年毎に7の定期点検対象装置の設定情報及び動作状況等を確認し報告すること。

点検実施においては、事前に日程等を調整のうえ行うものとし、令和6年度を除いて東部事務所からインターネット回線を利用しないVPN等により接続された施設については、技術的に遠隔での設定情報等の確認が可能であれば、年2回のうち1回は東部事務所からの遠隔点検としても良いこととする。

なお、点検の結果、(1)イ又はウで作成した報告書の内容に変更があった場合は、変更内容について報告すると共に、当該報告書を最新のものに差し替えること。

#### (4) QA対応

インターネット接続に関する技術的な相談及び各種脅威や不正等が生じた場合は、電話又はメール等により可能な限り助言等の対応をすること。

### 6 設置機器仕様

ログ収集装置の仕様 (想定機種: EasyBlocks Syslog 240G)

性能	ログ受信量 1Gbytes / 日 程度
外部インターフェイス	10/100/1000Base-T × 4、MicroUSB (Type-B) × 1
内部ストレージ	SSD240GB 以上
電源/規格	ACアダプタ 12V / UL, CE, PSE, CCC
電源条件	専用 AC アダプタ: AC100-240V ± 10% 50/60Hz ± 3Hz
機能	フィルタリング機能: 複数のフィルタリングルールの設定・保存並びに フィルタリング結果のエクスポート
サービス	先出しセンドバック: 装置製造者が故障と判断した場合、交換品を先出しにて発送。 最新バージョンファームウェア、パッチの提供 オンサイト保守: 平日昼間

### 7 定期点検対象施設及び対象装置

定期点検を実施する施設と対象装置並びに各施設の所在地は別表のとおり。

### 8 一般事項

#### (1) 実施体制

受注者は、遅滞なく本業務を遂行できる実施体制を敷き、業務責任者、作業人名簿、連絡先等を含む実施体制表を提出すること。

(2) 窓口体制

受注者は、本業務において委託者からの問い合わせに対応する窓口を一元化し、問い合わせやすい窓口体制をとること。

(3) 調査職員

発注者は、調査職員を置いたときは、速やかに受注者に通知するものとする。また、調査職員を変更したときも同様とする。

(4) 業務計画書等

受注者は、業務工程等について事前に発注者と調整したうえで、通信装置の設定情報収集及び定期点検の実施に先立ち、年度毎に業務計画書を発注者に提出すること。

なお、出水、事故など発注者の都合により実施時期の変更を行う場合は、両者の協議により実施時期を決定するものとする。

(5) 通信装置の設定情報の収集及び定期点検の実施

定期点検を実施する施設での作業実施にあたっては、事前に調査職員又は関係職員（以下「調査職員等」という。）と十分に調整のうえ作成した作業日程を提出し、施設への入退所及び現地作業手順等について、調査職員等の指示を基に作業を行うものとする。また、作業終了後は調査職員等に点検結果の概要を報告すること。

(6) 業務完了報告書等の提出及び検査

ログ収集及び確認並びに定期点検終了後は、速やかに業務完了報告書等を提出し調査職員の確認を受けた後に業務完了通知書を提出し、発注者の検査を受けるものとする。

(7) 臨機の処置

業務の実施中に装置等の異常を発見した場合は、速やかに発注者に報告し、装置等を正常な状態に復旧させるように務めるものとする。

なお、装置等の異常に対して行った復旧に要する費用については別途協議する。

(8) 提出書類

各業務内容の実施前及び実施後に次の図書を提出すること。

・業務責任者選任通知書	契約日から5日以内	・・・	2部
・契約工程表	契約日から7日以内	・・・	2部
・業務工程表(年間)	初年度は契約後、2年目以降は年度当初に速やかに	・・・	2部
・業務計画書(年間)	初年度は契約日から30日以内、2年目以降は年度当初速やかに	・・・	2部
・作業日程	作業予定日の概ね2週間前までに	・・・	2部
・各種報告書	点検等実施後速やかに	・・・	3部
・業務完了報告書	上期(業務終了後10月10日まで)	・・・	3部
	下期(業務終了後4月10日まで)	・・・	3部
・業務完了通知書	上期(業務終了後10月10日まで)	・・・	1部
	下期(業務終了後4月10日まで)	・・・	1部

(9) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

#### (10) 資料提供

- ア 受注者から発注者に対し、本業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、発注者と受注者が協議の上、発注者は受注者に対し、無償でこれらの提供を行う。
- イ 受注者は、発注者から提供された本業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用し、また第三者に提供してはならない。
- ウ 受注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。
- エ 発注者及び受注者は、アからウにおける資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもってこれを行うものとする。

#### (11) 機密情報の取扱い

- ア 受注者及び受注者の使用人並びに(19)の規定の承認を得て再委託された場合の再委託先及びそれらの使用人(以下「受注者等」という。)は、本件業務の履行に関して知り得た情報を機密情報として扱い、他の目的に使用し、又は第三者に開示し、若しくは漏洩してはならない。
- イ アの規定にかかわらず、次に掲げる情報については、特に定めがない限り、機密情報として扱わないものとする。
  - (ア) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報で、情報の開示について当該第三者の書面による承諾を得た情報
  - (イ) 受注者が機密情報を利用することなく独自に開発した情報
  - (ウ) 公知のもの、又は発注者若しくは第三者から得た後、受注者の責によらないで公知となった情報
- ウ 受注者は、受注者等がア又はイの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- エ アからウの規定は、本業務の満了又は解除等契約終了事由の如何を問わず、本業務終了後もその効力を有する。
- オ 機密情報の提供、返却等の授受については、(10)ウの規定を準用する。
- カ 機密情報のうち個人情報に該当する情報については、(18)の規定が本条に優先して適用されるものとする。

#### (12) 作業場所の特定

受注者は、本業務の履行に当たり、作業場所(住所、事業所名等)を特定するものとし、受注者は発注者に無断で当該作業場所以外での作業を行ってはならない。

#### (13) 著作権

- ア 受注者は発注者に対し、本業務における著作物に関する全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を譲渡するものとする。
- イ アの規定により著作権が譲渡した場合、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

#### (14) 追完請求権

- ア 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物が本契約書及び仕様書で定める内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方法により成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- イ アの規定により発注者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完

がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。

ウ ア及びイの規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

#### (15) 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

#### (16) 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により、本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (17) 守秘事項等

ア 受注者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。

イ 受注者は、本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

ウ 受注者は、本業務に従事する者並びに（19）の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、ア及びイの規定を順守させなければならない。

エ 発注者は、受注者がアからウの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合、受注者に対し、本業務の解除又は損害賠償を請求することができる。

オ アからエの規定は、本業務の満了後又は業務解後も同様とする。

#### (18) 個人情報の取扱い

受注者は、受託義務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

受注者は、（19）の規定により受託業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

#### (19) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

（ア）再委託の契約金額が業務委託料の額の 50 パーセントを超える場合

（イ）再委託する業務に業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

#### (20) 委託業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の委託業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない

#### (21) 業務完了通知及び検査

- ア 受注者は、本業務を完了したときは、(6)に定めるところにより業務完了通知書を提出しなければならない。
- イ 発注者は、アの業務完了通知書を受理したときは、その日から10日以内に委託業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。
- ウ 発注者は、イの規定に基づき検査を行った結果、委託業務を合格と認めるときは、その旨を受注者に通知しなければならない。

(22) 委託料の支払

- ア 受注者は(21)ウの通知を受理した後、発注者に委託料を請求する。
- イ 発注者は、アの規定により正当な請求書を受理した日から30日以内に請求に係る委託料を発注者に支払う。
- ウ 発注者が、正当な理由なくイに規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、未払金額に対し、遅延日数1日につき鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第120条の規定により計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。

(23) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(24) 合意管轄裁判所

本業務に係る訴えについては、鳥取市を管轄する裁判所をもって合意管轄裁判所とする。

(25) その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(別表)

## 定期点検を実施する施設及び対象装置一覧

施設名	対象装置	備考
企業局東部事務所	ルータ×5台、UTM×1台	
企業局西部事務所	ルータ×1台	
鳥取放牧場風力発電所	ルータ×2台	
鳥取放牧場太陽光発電所	ルータ×1台	
鳥取空港太陽光発電所	ルータ×1台	
鳥取空港ビル株式会社	ルータ×1台	
境港中野太陽光発電所	ルータ×1台	
竹内西緑地太陽光発電所	ルータ×1台	
私都川発電所	ルータ×2台	発電所1台及び取水口1台
横瀬川発電所	ルータ×1台	
賀祥発電所	ルータ×1台	
若松川発電所	ルータ×1台	
加地発電所	ルータ×1台	
新幡郷発電所	ルータ×1台	設置場所：取水口

注：各施設に設置している庁内 LAN に接続された各種装置は対象外。

## 定期点検を実施する施設及び場所

施設名	所在地
企業局東部事務所	鳥取市古海250
企業局西部事務所	米子市八幡165
鳥取放牧場風力発電所	鳥取市越路776
鳥取放牧場太陽光発電所	鳥取市久末字空山594
鳥取空港太陽光発電所	鳥取市湖山町西三丁目431外
境港中野太陽光発電所	境港市中野町1929-1外
竹内西緑地太陽光発電所	境港市竹内町3715
私都川発電所	発電所：八頭郡八頭町明辺字蛇山口9番4 取水口：八頭郡八頭町明辺字北谷614番18地先
横瀬川発電所	八頭郡智頭町大字中原字大シヤレ564番5
賀祥発電所	西伯郡南部町大字下中谷字魚飛山地先
若松川発電所	日野郡日南町湯河字マイラシ985-2
加地発電所	八頭郡若桜町大字中原字外ノ岡1351番地2
新幡郷発電所（取水口）	日野郡溝口町中祖字安兵衛田130番地5地先

## 別記

### 個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

#### (基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### (目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

#### (第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

#### (再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

#### (個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

#### (複製・複写の禁止)

第7条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

#### (安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### (事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第 10 条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄(消去を含む。以下同じ。)するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第 11 条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第 5 条第 1 項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第 12 条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙(再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。)に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第 13 条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例(令和 4 年鳥取県条例第 29 号)又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者(再委託先及び再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 14 条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第 15 条 乙が業務を行うために死者情報(鳥取県個人情報保護条例第 2 条第 1 項第 6 号に規定する死者情報をいう。以下同じ。)を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第 2 条から前条までと同様とする。

(注 1) 甲は鳥取県、乙は受注者(受託者)をいう。